

市の宣言

- ◇男女平等参画都市宣言
- ◇非核平和都市宣言
- ◇青少年健全育成都市宣言
- ◇交通安全都市宣言

発行・町田市 編集・政策経営部広報広聴課広報係
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
町田市コールセンター ☎042・724・5656
☎042・724・5600
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



携帯電話用QRコード

今号の紙面から

2面

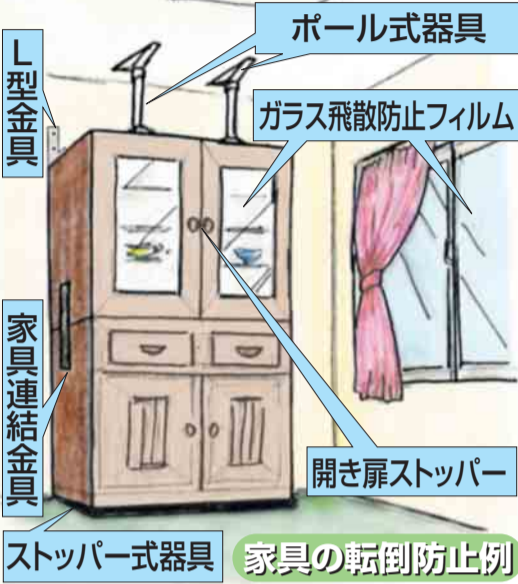
新庁舎建設施工者選定落札者が決定しました

市長がおじゃまします！子育て広場に伺いました

3面

鶴川駅前公共施設 説明会を開催します

家の中の安全チェックを！



9月1日は防災の日です

家庭や地域で地震対策を！

昨年6月の岩手・宮城内陸地震、7月にも岩手県で震度6強、また、今年8月11日には静岡県で震度6弱を観測し、近年大きな地震が多く発生しています。このような地震が南関東地域においても今後30年間に70%の確率で発生すると言われています。地震の発生を防ぐことはできませんが、日ごろの対策を講じることで、地震の被害を減らすことができます。

地震の被害を最小限にするためには、自分の身は自分で守るという『自助』、自分たちの地域は自分たちで守るという『共助』、そして、市をはじめとする防災関係機関による『公助』を防災の基本として災害に対する不断の備えを進めるとともに市民、地域及び行政がそれぞれ連携することが重要です。

家庭での備え

住宅の耐震化・家具類の転倒防止

近年発生した大きな地震では、多くの方が住宅の倒壊、家具類の転倒により亡くなったり、けがをしています。地震による被害を軽減させるため、まず自宅の耐震診断を行い、必要なら耐震補強工事を行います。そして、家具類の転倒防止対策を行い、ご家族の皆さんがけがをしないようにしましょう。

各家庭での備蓄

大規模地震の発生時には電気・水道・ガス等のライフラインが停止することがあります。さらに、流通がストップし物資が手に入りにくくなることから考えられます。また、行政からの支援が始まるのに3日程かかることもありまます。そのため、ご家庭の水、食糧等の備蓄を最低でも3日分確保しましょう。(備蓄品の例)

- 飲料水(水は大人1日1人3ℓ)・非常食(3日分)
- ラジオ・懐中電灯・乾電池
- 衣類

救急医療薬品類 家族での防災会議

普段から家族で防災対策や災害時の行動等について話し合いをしましょう。自宅から近い避難所や避難経路、連絡方法等をあらかじめ決めておくことが重要です。

地震発生時は電話やインターネット等が繋がりにくくなります。そのような時には、NTT災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害伝言板が有効な連絡・安否確認手段となります。日ごろから使用方法について確認しておきましょう。

8月30日(日)は衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官 国民審査

投票時間 午前7時～午後8時

の投票日です

選挙公報は8月24日～25日の間に各戸配布します。

詳細は8月18日発行の選挙啓発紙『まちだしろばら』110号または町田市ホームページをご覧ください。
町田市コールセンター ☎724・5656、選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

地域での備え

大規模地震の発生時には、消防車や救急車が災害現場に直ちに駆けつけることは困難な状況です。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地域の方々の協力により救助が行われ、それによって多くの人命が救われました。

防災マップ 防災安全課や各市民センターで配布しています。



あなたの家族を守るために 住宅の耐震化を応援します

木造住宅の無料簡易耐震診断のすすめ

あなたの大切な家族を守るために、住宅の耐震化を行いましょう。

「無料簡易耐震診断」は、木造住宅の健康診断です。昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅を自らが所有して居住している方は、無料で受けることができます。

○申し込み 住宅の建築年月日の確認できるもの(建築確認通知書等)の写しと住宅の図面の写しを持って、直接住

宅課(市役所中町第三庁舎)へ。

※「木造住宅の耐震化助成制度」「分譲マンションの耐震化助成制度」があります。利用条件がありますのでお問い合わせ下さい。詳細は町田市ホームページでもご覧いただけます。

「木造住宅耐震説明会と相談会」のご案内

○対象 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅を自らが所有して居住している方

○日時 9月6日(日)午後1時～4時

○会場 まちだ中央公民館

○内容 木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受付

○定員 50人(申し込み順)

○申し込み 電話で住宅課へ。

住宅改修助成制度について

住宅改修を行う場合に助成制度があります。

○対象住宅 市内にある住宅のうち、自己の居住のための専用部分

○対象者 対象住宅の所有者で、納期の経過した市税を完納している方

○対象工事 ①耐久性向上改修工事②加齢対応型住宅改修工事③二世帯住宅改修工事④環境共生住宅改修工事

○助成額 対象工事に要した経費の1/2以内(千円未満は切り捨て)、上限20万円

○申し込み 住宅の建築確認通知書(あるいは土地と建物の状況が分かるもの)と住宅の図面の写しを持って直接住宅課へ

※助成金の交付は、対象となる住宅1棟につき1回限りです。市の予算の範囲を超える時点で受付を終了します。詳細は町田市ホームページでもご覧いただけます。



耐震診断・耐震改修工事の悪徳商法にご注意を！

市の職員が突然訪問して耐震診断や耐震改修工事を勧めることはありません。市が委託している耐震診断士等は「身分証明書」を携帯しています。不安な時は住宅課にご相談下さい。